明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

**株式交換につき通知公告**

左記会社は株式交換により乙はその発行済株式の全部を甲に取得させ、甲はこれを取得することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十六年十二月一日です。

平成二十六年十月三十一日

東京都墨田区太平一丁目一七番六号

（甲）株式会社タキナミ

代表取締役　瀧波　貴之

東京都墨田区太平一丁目一七番六号

（乙）株式会社京葉カントリークラブ

代表取締役　瀧波　貴之

**株式移転につき通知公告**

当社は、平成二十六年十月三十日開催の臨時株主総会において、平成二十六年十一月二十一日を株式移転完全親会社の成立の日として、株式移転設立親会社であるレジェンドホールディングス株式会社（住所東京都渋谷区桜丘町二六番一号）を設立するための株式移転を行うことを決議いたしましたので公告します。

平成二十六年十月三十一日

東京都港区赤坂五丁目四番一二号

バディーグループ株式会社

代表取締役　嶋田　秀子

**株式交換につき株券等提出公告**

当社は、株式会社タキナミを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十月三十一日

東京都墨田区太平一丁目一七番六号

株式会社京葉カントリークラブ

代表取締役　瀧波　貴之

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である鈴木武也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十月三十一日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一七号神谷町プライムプレイス

Fidelity Management & Research (Japan) Inc.

日本における代表者　鈴木　武也

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である林晴敏が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十月三十一日

愛知県春日井市旭町一丁目四三番地

Front Leaf Technologies LLC

日本における代表者　林　晴敏

**限定承認公告**

本籍東京都豊島区南池袋一丁目九番、最後の住所神奈川県川崎市高津区溝口一丁目一七番二二号ヴィラモデルナM―二A

被相続人　亡　古谷　仁

右被相続人は平成二十六年八月二日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十一日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日

東京都板橋区若木二丁目一三番八―八三二号

限定承認者　古谷和加子

**限定承認公告**

本籍神奈川県相模原市緑区町屋一丁目二六番、最後の住所神奈川県相模原市中央区千代田二丁目五番二号パンノハイツⅠ　一〇一

被相続人　亡　伊藤　利雄

右被相続人は平成二十六年七月十三日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十三日横浜家庭裁判所相模原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日

神奈川県相模原市中央区相模原一丁目二番一七号　クリスタルサガミハラ七階　橋本総合法律事務所

相続財産管理人伊藤光子

代理人弁護士　橋本　愼一

**限定承認公告**

本籍奈良県天理市指柳町二三九―一、最後の住所奈良県天理市指柳町二三九

被相続人　亡　岡田　廣幸

右被相続人は平成二十六年七月十四日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十二日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日

奈良県天理市指柳町二三九

限定承認者　岡田　宗親

**限定承認公告**

本籍島根県益田市常盤町三三七番地六、最後の住所島根県益田市常盤町二番一号

被相続人　亡　弘田　明美

右被相続人は平成二十六年三月十七日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十一日松江家庭裁判所益田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日

島根県益田市常盤町二番一号

限定承認者　弘田　知子

**第二種金融商品取引業の廃止の公告**

当社は、平成二十六年十二月二日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年十月三十一日

大阪市中央区天満橋京町一番一号

株式会社京阪流通システムズ

代表取締役　上野　正哉

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十月二十日

掲載頁　一五三頁（号外第二三一号）

平成二十六年十月三十一日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

ＧＯＰ１特定目的会社

取締役　泉部　充

**訂正公告**

平成二十五年十月三十一日（号外第二三六号）掲載の第十期決算公告（枠組）中、「平成25年７月31日現在」とあるは「平成25年８月31日現在」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年十月三十一日

静岡県藤枝市志太四丁目一四番三号

株式会社平安閣

代表取締役　杉山　茂之

**訂正公告**

平成二十六年十月二十三日（号外第二三五号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の第四十一期決算公告の流動資産の金額「1,069,721」とあるは「1,069,807」に、資産の部合計の金額「1,378,838」とあるは「1,378,923」に、流動負債の金額「511,102」とあるは「511,106」に、株主資本の金額「639,424」とあるは「639,505」に、利益剰余金の金額「609,424」とあるは「609,505」に、その他利益剰余金の金額「599,964」とあるは「600,045」に、（うち当期純利益）の金額「(91,287)」とあるは「(91,368)」に、負債及び純資産の部合計の金額「1,378,838」とあるは「1,378,923」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十六年十月三十一日

沖縄県那覇市東町一六番九号

（甲）株式会社大寛組

代表取締役　大濵　均

沖縄県那覇市東町一九番一七―三〇一号

エンゼルハイム東町　（乙）株式会社明由

代表取締役　大濵　均

**取消公告**

平成二十六年十月二十四日掲載の優先資本金の額の減少公告は取り消します。

平成二十六年十月三十一日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

オライオンプロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

◉号外　十月三十一日付第二四一号
政府調達第二〇五号八〇ページ
一九二ページ●同日付第二四二号八八ページ●同日付

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）